

予算決算常任委員会

平成22年12月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	小林 誠
浦野 圭司	里川宜志子	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	清水 建也
総 務 課 長	乾 善亮	企画財政課長	西川 肇
税 務 課 長	加藤 惠三	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	国保医療課長	面卷 昭男
国保医療課参事	寺田 良信	健康対策課長	西梶 浩司
都市建設部長	藤川 岳志	建 設 課 長	今西 弘至
都市整備課参事	井上 貴至	観光産業課長	川端 伸和
会 計 管 理 者	野崎 一也	教委総務課長	植村 俊彦
教委総務課参事	佃田 眞規	生涯学習課長	黒崎 益範
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
下 水 道 課 長	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、里川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（町長挨拶）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、里川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第45号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。西川企画財政課長。

企画財政
課長

議案第45号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

企画財政
課長

当補正予算につきましては、前回の委員会で、ご説明いたしました内容と変更はございませんが、本日は補正予算書によりましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入からご説明をさせていただきますので、9ページの補正予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。9ページをよろしくお願いいたします。

はじめに、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民

生費国庫負担金、第５節 障害福祉費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費が当初の見積りを上回りますことから、自立支援給付費負担金 7 3 5 万 6 千円の増額補正を、また第 7 節 子ども手当負担金で、当初見込みにおいて公務員分の把握ができなかったため、決算見込額が当初見積額を下回りますことから、子ども手当交付金 4, 6 6 1 万 2 千円の減額補正をお願いしております。次に、第 2 項 国庫補助金では、第 1 目の民生費国庫補助金、第 2 節 障害福祉費補助金で、障害者日常生活用具給付費が当初の見積りを上回りますことから、地域生活支援事業費補助金 3 6 万 4 千円の増額補正を、また、第 4 目 教育費国庫補助金、第 2 節 中学校費補助金では、要保護生徒の学用品費等の扶助費が当初の見積りを上回りますことから、要保護児童生徒援助費補助金 3 万 3 千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、10 ページの第 15 款 県支出金、第 1 項 県負担金では、第 2 目 民生費県負担金、第 5 節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、自立支援給付費負担金 3 6 7 万 8 千円の増額補正を、また第 7 節 子ども手当負担金で、子ども手当交付金 5 8 3 万 6 千円の減額補正をお願いしております。次に、第 2 項 県補助金では、第 1 目の民生費県補助金、第 3 節 障害福祉費補助金で、国庫補助金と同様の理由によりまして、地域生活支援事業費補助金 1 8 万 2 千円及び障害者自立支援特別対策事業費補助金 1 7 7 万 7 千円の増額補正を、次に第 2 目の衛生費県補助金では、第 1 節 保健衛生費県補助金で、国において本年度も低所得者に対しまして、新型インフルエンザワクチンの接種助成が行われることから 3 7 2 万 8 千円の追加補正を、また、第 3 節 母子衛生費県補助金で、妊婦健康診査の受診者が当初の見積りを上回りますことから、2 1 万円の増額補正をお願いしております。次に、11 ページの第 3 項 県委託金では、第 1 目 総務費県委託金、第 4 節の選挙費委託金では、平成 23 年 4 月 10 日に奈良県知事及び奈良県議会議員選挙の投票が予定されていることから、選挙費委託金 5 7 7 万 4 千円の追加補正をお願いしております。

続きまして、第 17 款 寄附金では、第 3 節 福祉費寄附金で、ふるさと納税により 7 名の方からご寄附をいただいたことから 3 万 5 千円、第 4 節の都市計画費寄附金では、1 名の方からご寄附をいただいたことから 1 万円の増額補正を、また第 5 節の商工費寄附金でも 1 名の方からご寄附をいただい

たことから１万円の追加補正をお願いしております。

続きまして、１２ページの第２０款 諸収入、第５項 雑入では、平成２１年度の福祉医療費助成事業県費補助金の確定によりまして追加交付をされることから１６万円の増額補正をお願いしております。

次に、歳出予算の補正ですが、１３ページをお願いします。

本補正予算では、４月に実施いたしました職員の人事異動等に伴います人件費の補正及び人事院勧告に準拠した１２月支給の期末勤勉手当の月数を０．２月引き下げたことや、月例給で平均０．０７％引き下げることによる減額補正、また共済組合の負担金率の改定に伴う補正をそれぞれの費目において計上しております。３６ページをお開きください。人件費（給与費、共済費）にかかります補正所要額は、３６ページの補正予算給与明細書にありますように、議員皆さま及び特別職では、給与費と共済費あわせまして４３万９千円の増額補正を、また３７ページにあります一般職では、給与費と共済費あわせまして１６４万７千円の増額補正となっております。

それでは、人件費以外の内容につきましてご説明させていただきますので、１３ページにお戻り願いたいと思います。

はじめに、第１款 議会費では、人件費のみの補正となっております。

続きまして、１３から１４ページの第２款 総務費、第１項 総務管理費では、第１目の一般管理費では、人件費の補正を、次に、１５ページの第２項 徴税費では、第１目 税務総務費でも、人件費の補正をお願いしております。次に、第２目 賦課徴収費、第２３節 償還金利子及び割引料で、所得税の相続または贈与等に係る生命保険契約等にもとづく年金の税務上の取扱いが変更されることとなりまして、個人住民税に減額更正が生じることから、必要な還付金としまして１２０万円の増額補正をお願いしております。

次に１６ページでございます。第３項 戸籍住民基本台帳費では、第１目 戸籍住民基本台帳費で、人件費の補正をお願いしております。次に、１７ページの第４項 選挙費では、第４目 奈良県知事・議会議員選挙費で、平成２３年４月１０日に奈良県知事及び奈良県議会議員選挙の投票が予定されていることから、第１節の酬等、あわせまして５７７万４千円の追加補正を、また１８ページでは、第５目 斑鳩町議会議員選挙費で、平成２３年４月２４日に斑鳩町議会議員選挙の投票が予定されていることから、第１１節 需

用費等あわせまして４１万３千円の追加補正をお願いしております。次に、第６項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、１９ページをお願いいたします。第３款 民生費、第１項 社会福祉費では、第１項 社会福祉総務費で人件費の補正を。その中で第２５節 積立金で、福祉費寄附金３万５千円のうち福祉基金への積立として７千円の増額補正を、また、第２８節の繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費などの予算補正に伴う国保職員給与費等繰出金１００万円の減額補正をお願いしております。次に、第２目の国民年金事務取扱費では、人件費の補正を。また、第５目 医療対策費では、第２３節 償還金利子及び割引料で、平成２１年度福祉医療助成事業県費補助金の確定に伴います超過交付分の返還金としまして４８万４千円の増額補正をお願いしております。次に、２０ページでございます。第８目の障害福祉費では、第２０節の扶助費で、重度障害者日常生活用具給付事業及び障害者介護給付・訓練等給付事業が当初の見積りを上回りますことから、あわせまして１，７６５万９千円の増額補正をお願いしております。次に、第１０目の介護保険事業繰出費では、第２８節の繰出金で、人件費の予算補正に伴いまして、職員給与費等繰出金として６６６万円の減額補正を、また、第１２目の後期高齢者医療費では、平成２１年度後期高齢者医療費療養給付費負担金の精算金としまして５９２万９千円の増額補正をお願いしております。続きまして、２０から２１ページにかけましての第２項 児童福祉費では、第１目 児童福祉総務費で、人件費の補正を、また、第１９節の負担金補助金及び交付金で、幼児２人同乗用自転車購入費助成事業において、当初の見積りを上回りますことから３６万円の増額補正をお願いしております。なお、第１目 児童福祉総務費では、福祉費寄附金３万５千円のうち２万６千円を、児童福祉の充実を希望されておりますことから、財源振替をお願いしております。次に、第３目の保育園費では、人件費の補正をお願いしております。次に、第５目の子ども手当支給事業費、第２０節の扶助費で、子ども手当の交付見込みが当初の見積りを下回りますことから５，８２７万９千円の減額補正をお願いしております。

続きまして、２２ページをお願いいたします。第４款 衛生費、第１項 保健衛生費では、第１目 保健衛生総務費で、人件費の補正をお願いしております。その中の第２目 感染症予防費、第１９節 負担金補助及び交付金で、

所得の低い人に対しまして、新型インフルエンザワクチンの接種助成を行いますことから、これに要します費用として263万5千円の追加補正をお願いしております。次に、第3目の母子衛生費では、第13節 委託料で、妊婦一般健康診査の実施におきまして、助成額が1人あたり8万円から8万5千円に引上げられたことや、受診者が増加いたしましたことにより195万7千円の増額補正を。また、第4目 健康増進事業費では、第13節 委託料で、乳がん検診及び子宮がん検診の実施において、受診者が増加いたしましたことから、乳がん検診で52万5千円、子宮がん検診で381万2千円の増額補正をそれぞれお願いしております。なお、第4目の健康増進事業費では、福祉費寄附金3万5千円のうち、2千円につきまして、健康づくりの推進に充当を希望されておりますことから財源振替をお願いしております。続きまして、23ページの第2項 清掃費、第1目 清掃総務費では人件費の補正を。次に、24ページでございます。第2目 塵芥処理費では、人件費の補正を、また、その中の第11節 需用費で、事業系ごみの指定袋を新たに2種類作成する費用としまして243万6千円の増額補正をお願いしております。次に、第3目のし尿処理費では、人件費の補正をお願いしております。

続きまして25ページでございます。第5款 農林水産業費、第1項 農業費では人件費の補正をお願いしております。26ページでございます。

第6款 商工費、第1項 商工費では、人件費の補正をお願いしております。なお、第3目 観光費では、商工費寄附金1万円につきまして、観光の推進に充当を希望されておりますことから財源振替をお願いしております。

続きまして、27ページの第7款 土木費、第1項 土木管理費では、人件費の補正をお願いしております。28ページでございます。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費でも、人件費の補正を、また、第2目 公共下水道費、第28節 繰出金で、人件費の予算補正に伴いまして、公共下水道事業特別会計繰出金としまして552万3千円の減額補正を、なお、第7目 景観保全対策事業費で、都市計画費寄附金1万円につきまして、都市計画の推進に充当を希望されていることから財源振替をお願いしております。

続きまして、29ページの第9款 教育費でございます。第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で人件費の補正を、また、30ページの第2項

小学校費では、第１目 学校管理費、第１１節 需用費で、斑鳩小学校校舎の落雷によりましてキュービクル等に被害が生じたことから１１９万４千円の増額補正を、また、第２目 教育振興費、第３節 職員手当等で、臨時講師の通勤手当２１万９千円の増額補正を、第３目 保健体育費では、人件費の補正及び栄養士の西小学校から南中学校に配置換えによりまして、あわせまして１９３万１千円の減額補正をお願いしております。次に、３１ページの第３項 中学校費では、第２目 教育振興費、第２０節 扶助費で、要保護・準要保護生徒就学援助費が当初の見積りを上回りますことから３７万８千円の増額補正を、また、要保護・準要保護生徒給食費援助費が当初の見積りを上回りますことから３３万円の増額補正をお願いしております。また、第３目 保健体育費で、栄養士の西小学校から南中学校に配置換えにより、共済費等あわせまして１９３万２千円の増額補正をお願いしております。続きまして、３１から３２ページの第４項 幼稚園費では、第１目 幼稚園費で人件費の補正を、それと臨時講師の配置による賃金及び通勤手当の増額、また園長の社会保険料の増によりまして、第３節 職員手当等、あわせまして８９万１千円の増額補正をお願いしております。また、第１３節 委託金では、幼稚園舎の耐震診断の判定結果によりまして、耐震補強実施設計の業務委託が不要となりましたことから３８０万円減額補正をお願いしております。続きまして、３２から３４ページの第５項 社会教育費では、第１目 社会教育総務費で人件費の補正を、また第２目の公民館費でも、人件費及び臨時職員の配置変更に伴います補正を、第１１節 需用費で陶芸用電気窯の故障によります修繕費７８万８千円の増額補正をお願いしております。次に、第４目 文化財保存費で時間外勤務手当６８万円の増額補正を、また第６目 図書館管理運営費で人件費の補正をお願いしております。次に、３４ページの第７目 文化財活用センター管理運営費では、人件費の補正及び臨時職員の通勤手当、賃金などあわせまして５１万５千円の増額補正をお願いしております。続きまして、３４から３５ページの第６項 保健体育費では、第１目 保健体育総務費で人件費の補正を、また３５ページの第５目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費で、臨時職員の配置変更に伴います１７万３千円の減額補正をお願いしております。

最後に、第１２款 予備費では、今回の補正に要する財源としまして５０

6万9千円の充当をお願いしております。

続きまして、5ページにお戻り願いたいと思います。

第2表の繰越明許費についてであります。第7款 土木費、第4項 都市計画費 事業名 JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、諸般の事情によりまして本年度会計において予算の支出を見込めないことから繰越明許費として、2,600万円の予算計上をお願いしております。

前回の委員会で説明の中でお願いしておりましたが、11月26日に成立しました国の第1次補正に伴いまして、地方交付税また地域活性化交付金、子宮けいがんワクチンなどの予防接種費用の助成等につきましては、本定例会の最終日に追加上程させていただきます。次に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上、議案第45号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 ちょっと確認をしたいと思います。22ページの衛生費、第2目の感染症予防費で新型インフルエンザワクチンの助成ですけども、263万5千円ということなんですが、所得の制限があるということなんですが、その所得のことと、263万5千円の内訳について確認しておきたいと思います。

健康対策課長 所得につきましては、生活保護世帯に属する方、もしくは非課税世帯に属する方を対象としております。それと、金額の件でございますが…。

住民生活 部長	263万5千円の補正予算額の内訳でございます。これにつきましては、低所得者に対しまして接種をはかるということで、低所得者が町内で見込みでございますけども4,470名ほどおられます。その内、接種率が10%ということで、447人に対しまして、予防接種を見込んでおります。13歳未満の方につきましては2回予防接種をする必要がございます。子どもさんでございます。この方につきましては2回で6,150円の接種料、それから13歳以上の方につきましては1回接種で予防接種ができますので、それにつきましては1回3,600円で単価を見込んでおりまして、それを合わせて263万5千円の予算計上を見込んだということでございます。
浦野委員	わかりました。もう1点すいません。30ページの教育費、小学校費で第1目 学校管理費で、落雷によるキュービクルの故障、修理ということで、119万4千円ということだったんですけども、すいません、ちょっと確認しておきたいんですが、各学校には避雷針はあるんですね。それと、119万4千円はすべてキュービクルの故障やったんですかね。
教委総務 課参事	避雷針の件でございますけども、小学校には避雷針は設置されておられません。119万9,400円の内訳でございますけども、キュービクルにかかる分が36万7,500円、それと放送設備26万2,500円、校内時計47万2,500円、コンピュータ室のエアコンの修理は64,575円、それと被雷しましたところのコンクリートの復旧で26,250円で、計119万3,325円です。
浦野委員	避雷針が設置されていない理由教えてくださいませんか。それと中学校もないんですか。
教委総務 課参事	避雷針の設置につきましては高さ制限ということもございまして、高さがその避雷針を設置しなければならない基準まで達していないということと、それとあれだけの広さをその避雷針でカバーできるというのはちょっと不可能かなと思いますんで、それで設置されていないということで、中学校も設置されておられません。

浦野委員 わかりました。われわれ家庭ではもちろん避雷針ないんですけども、落雷による、あるいは風水害による場合、保険でおりてくる場合があるんですけど、学校は保険というのはいないんですか。

教委総務課参事 建物共済にかかります保険を掛けておりまして、今、その手続き中でございます。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 私は結構金額の大きい補正の場合は、内容について明らかにしてほしいということも、前回の委員会でも申し上げておったんですが、そんな中でですね、私が見ていましたのは子ども手当の関係なんですけど、当初、公務員などの見込みができてなかったということだったんですが、これ予算立てる時点でその公務員というのがどうなるかということについては、わかっていなかったのかどうか。分かっていたけれども、とりあえず子どもの数だけぼんと上げてしまったのか、当初何人見込んでいて、実際は何人この事業に乗ったのかということと、それと町自身も見てみたら、町が支給する子ども手当の増減もいっぱい出てきてます。これ見ていますと、国4, 661万人2千、県が583万6千、これ足しましてもね、5, 200万ちょっとですね、でも町の事業としてのマイナスは5, 827万9千円あるんですよ、この辺のつじつまがあう説明を私としてはきちっとしてほしかったなというふうに思ってるんですけども、それについて今ちょっと見ていたんですが、担当の参事はいらっしゃらないようなんですが、それはお答えいただけますでしょうか。

住民生活部長 子ども手当での支給に関しましては、当初公務員につきましては各それぞれの所属する国、県もしくは市町村での給与支払者から支払われるということはわかっておりました。ところが斑鳩町で当初3, 973人分、これは公務員も含めてなんですけども、この数字をあげさせていただいて、その時点で公務員を抜けばよかったんですけども、ただ、公務員と言いましても、国

のいろいろ出先機関等がございます。税務課へ、斑鳩町に住んでいる方の給与支払明細書や、各事業所や官公庁からの報告がありますから、それで分かるとうせ、国とか県では各出先機関ごとの報告でございますし、また、警察や消防、それから他の市町村とかいったように多種多様に渡っておりまして、公務員の把握が非常に困難でございました。そうした中で、また公務員の方の子どもさんの扶養者の年齢まで分かりませんでしたので、あえて当初の予算の中では公務員が抜けなかったという事情でございます。そういった中で、支払いをさせていただく中で、この6月、10月支払いをさせていただく中で、請求に来られない方が448人おられました。この方がおそらく、国、県、市町村等に所属される公務員であろうということで最終的には当初3,973人見込んでおりましたけども3,525人ということで、再度計算をさせていただきまして、先ほど申しました公務員分を差し引いた分で、減額の補正を上げさせていただいたわけでございます。それと、歳入が国庫で4,661万2千円、県費で583万6千円で、子ども手当での支払いの金額は5,827万9千円でございます、その差583万1千円ございます。これにつきましては町の持ち出し分でございます。すなわち国の減額は5,827万9千円の減額のうち、国の減額は4,661万2千円、県が5,836万円、合わせて5,224万8千円になりますけども、まだ5,827万9千円に達しません、その部分につきましては、町の差額5,831万となりほぼ県と折半になりますので、ほぼ同額ということで、端数処理で5千円ちょっとあっていないところがありますけども、ほぼ同額ということになっております。以上でございます

里川委員 ということは、他の公務員さんの分はわからなかったけれども、斑鳩町の子どもさん達の分で把握はできている、斑鳩町にお勤めの方の分というのは当初から数には入ってなかったんでしょうか。そういうふうに考えてよろしいんですか。

住民生活
部長 当初、斑鳩町の部分も合わせて入れておりました。申し訳ございませんけども、斑鳩町だけでしたらわかるというものの、その部分は含んでおりました。

里川委員　私もね、これ数字ちょっと追いかけていっていただいたらちょっと分かりにく
いし、町が最初どのような予算編成をしたのかという町の思惑、意向って
いうんですか、そこがちょっと読み取りにくかったので、改めてきちっと聞か
せていただきました。それとですね、予算書の１５ページの方なんです、
これ新たな改正によりまして、償還金が生じる、１２０万円の住民税なん
ですけども、これは新しくこうなったという制度改正の中での出てきました金
額なんで、改めてきちっとお聞きしておきたいんですが、これは現状１２０
万っていうのは何人の方に償還という形になっているのか、それと何人か分
かれば１件あたりいくらぐらいの償還をせんとあかんというのは自然と分か
ってくるんですけどもね、これについてちょっとお聞かせいただきたいなと
うふうに思います。

税務課長　今回の償還金１２０万円につきましては、国の税務上の取り扱いの変更に
よるものでございます。それとあと金額につきましては、個々の金額につ
いては把握をできませんことから、今回補正をさせていただきました金額につ
きましては、個人住民税と所得税の、所得税のだいたい還付見込み額が示さ
れておりますので、その金額に基づきまして住民税との対比、それとその住
民税における、斑鳩町におけるシェアにもとづきまして、この１２０万の算
出をしております。従いまして、１人あたりの単価等については算出のほう
はできておりません。

里川委員　それは別にいいんですが、何件の償還が見込まれているのかをお尋ねをし
たいと思います。

税務課長　件数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも国の所得
税における還付見込み額というのがございます。それは金額のみ示されてい
るものでございますので、それにもとづきましてそれに対する住民税の比率
及びそれに対する住民税の税收規模と、あと斑鳩町におけます個人住民税の
あくまでも全国シェアと、推測の範囲でしか今回算出をできておりません
ので、１件あたりについては算出をできておらないという状況でございます。

里川委員 わかりました、一応こういうふうに上げてこられたけれども、これはあくまでも推定される金額であって、斑鳩町で何件対象者があるかというような、そういう状況がわかっていないままの補正というふうに考えておかないといけないということで、よくわからない補正というのは、ちょっと私自身は気持ち悪いなとは思いますが、それはそれで仕方がないのかなというふうに、ちょっと思っておりますが。

総務部長 金額とかちょっと出てこなかったんで気持ち悪いというか、わかりませんが、先ほど課長が申しあげましたのは、実際の今回の償還金の補正でいうならば、要はいくらぐらいの方が町内に遺族年金をお受け取りになるっていう、もちろん、まったくわからないという状況の中で、どうするんだという状況の中です、その根拠を一番どこに求めるんだという中で、国の国税庁において今考えておられるのが、平成17年分から平成21年分の5ヶ年にわたる所得税にかかる還付見込額、これがだいたい、これもざっとした数字なんですけれども、総額60億円から90億円と言われております。この全国の金額とそれに対する斑鳩町の割合を算出して、あと過去の還付を差し引きすると、120万円だったということでございます。おっしゃるようです、斑鳩町で何件というのは把握できない状況ですので、わからない状況であります。

里川委員 これが執行されたあとで、どの程度あったのか、こういう制度が変わったときにね、この制度に適用となる人が斑鳩町でどの程度おれたのかとか、そういうことっていうのは、私たちは敏感に感じとっておかなければならないというふうに思っておりますので、また所得税のほうの還付が進んで、町民税のほうの執行状況がはっきりしてききましたら、また教えていただきたいというふうに思います。

委員長 他にございませんか。 木田委員。

木田委員 各、款、項の中でですね、手当の中で地域手当というのが増減ずっと出

ていますねんけども、これは町村によってそういうランクがつけられておっ
てですね、そして、当町の場合はどのランクになるのか、あるいはこれは一
律にそういう手当は1人になんぼというふうに決まっておるのかですな、その
辺のところをちょっと教えていただきたいなと思いますねんけど。

総務課長 ご質問の地域手当でございますけども、斑鳩町の場合は3%という率が、
これは国のほうで示された率でございますけども、地域によって当然、都市
部でしたら率が高いということがございます。奈良県でも地域によって5%
というところもありますし、斑鳩町は先ほど申し上げましたように3%とい
うことでございます。今回の補正につきましては当然、人事異動によります、
あるいは給与の引き下げによります地域手当の額の変更ということでござ
いますので、今回の増減という形で上げさせていただいたということでござ
います。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 先ほどの浦野委員の質問に関連するんですが、30ページの小学校の落雷
の件ですねんけども、私はキュービクルが一番費用としてかかっているのか
と思っていたんですが、時計が一番かかっておったと、これは外の時計です
か、それとも、教室内の各時計が壊れたわけですか。

教委総務
課参事 学校内の時計が壊れたということでございます。全体的に、外の時計もそ
うですし、学校内、教室内、廊下とかに設置されている時計も遅れが生じた
ということでございます。それにかかる修繕にかかる費用でございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 里川委員。

里川委員 他に質疑、意見がないようですので、ちょっと私意見として申し上げたい
ことがございます。この補正予算に関しましては、人件費の問題で多くの金
額が計上されております。先の臨時議会で、私はこの人勧の採用の仕方につ
いて反対をした経緯もございます。ですから、一旦払われたお給料や期末手

当、これらについて現在調整をして期末手当などで調整をして、非常に大きな金額出引き下げるということについては反対でしたが、ただし、臨時議会ですでに議決が終わっておりますので、その議決にもとづいて町がその案を提案してきたということで、今回についてはこの補正予算について、認めざるをえないかというふうに考えているという意見だけ申し上げておきたいというふうに思います。

委員長 わかりました。他に質疑、ご意見のある方ございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第４５号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第４６号 平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第４６号 平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計
課長 補正予算（第３号）について、ご説明を申し上げます。

まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療 本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきましてご説明さ
課長 せていただきました内容と相違はございませんが、本日は、補正予算書によ

りましてご説明をさせていただきます。その主な内容につきましては、人事院勧告に準拠した給与条例の改正等に伴う人件費の補正、並びに新システム導入に伴う高齢受給者証等の用紙購入費の補正と、これら補正に伴う一般会計繰入金の補正、国民健康保険税の還付に係る補正などとなっております。

恐れ入りますが、補正予算書の４ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第８款 繰入金、第１項 他会計繰入金では、第１目 一般会計繰入金で、１００万円の減額補正をお願いしております。その内容は、人事院勧告に準拠した給与条例の改正、並びに人事異動等にもなう人件費補正に係る職員給与費繰入金１３０万５千円の減額と、新システムの導入にもなう用紙購入費に係る事務費繰入金３０万５千円の増額補正をお願いしております。

５ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第１款 総務費では、第１項 総務管理費、第１目 一般管理費で、８７万８千円の減額補正をお願いしております。その内容は、人事院勧告に準拠した給与条例の改正、並びに人事異動等にもなう人件費の補正１１８万３千円の減額と、新システムの導入にもなう、新たにそのシステムに対応した高齢受給者証等が必要となることから、第１１節 需用費で、その用紙購入費３０万５千円の増額補正をお願いしております。６ページをお開きいただけますでしょうか。第２項 徴税費では、第１目 賦課徴収費で、一般管理費の人件費補正と同様の理由により、１２万２千円の減額補正をお願いしております。

７ページにお移りいただけますでしょうか。第１０款 諸支出金では、第１項 償還金及び還付加算金、第３目 一般被保険者医療費給付費分保険税還付金で、所得更正、加入保険の異動が当初の見積りを上回り、予算に不足が生じる見込みであること、そして、所得税における相続などの生命保険契約等にもとづく年金の税務上の取扱いの変更による対応が生じることから、７５万円の増額補正をお願いしております。

次に、第１１款 予備費では、第１項 予備費、第１目 予備費で、保険税還付金に要する財源として７５万円を充当させていただく補正をお願いしております。それでは、１ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第４６号 平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 この補正予算書の７ページにあります保険税の還付金７５万、これにつきましても先ほどの税務上の取り扱いの変更ということで、今度の制度改革の中で出てきた数字であるというふうに思うんですけども。そしたらね、さっき町民税も所得税から割り出されて、町民税も推定として１２０万出しているということなんですけど、じゃあ国保のこの７５万というのはどういう推定になっているのか、どういう計算にもとづいて、この７５万というのがでてるのか、これはちょっと確認をしておきたいなというふうに思います。

国保医療課長 ７５万円の内訳なんですけども、所得構成、加入保険の移動に伴いまして、補正をお願いしておりますものが、５５万円です、そして今回制度の取り扱いによって変更が生じるもので、２０万円の増額補正をお願いしております。合わせて７５万円となっております。所得税の取り扱いの変更につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、推定の金額でございまして、国保税の場合におきましては、町税の還付金の見込みから国保税の決算額を用いて出した数字でございまして、約２０万円の還付が生じるであろうという見込みとなっております。以上です。

里川委員 今の説明を聞いてちょっと納得できました。所得更正の変更で５５万があつてね、制度の変更での２０万、住民税１２０万でこっち７５万、ちょっと金額的なもので疑問があつたんで、内訳を聞かせていただいたので理解できました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第４６号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第４７号 平成２２年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第４７号 平成２２年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課長 それでは、内容につきましてご説明させていただきます。歳入歳出予算の総額から５５２万３千円を減額し、歳入歳出それぞれ１１億８，４１７万７千円とするものでございます。また、継続費におきましては入札の執行によりまして実施額が確定いたしましたことから補正をお願いするものでございます。それでは、主な補正内容につきましてご説明申し上げます。

予算事項別明細書６ページをお願いします。歳入につきまして、第４款 繰入金、第１項 一般会計繰入金、第１目 一般会計繰入金で５５２万３千円の減額補正でございます。これは、本年の人事院勧告に準じた給料条例の改

正及び人事異動によりまして正規職員が1名減となり、臨時職員1名が増員されましたことにより、歳出の減額に伴い、その財源であります一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。内容といたしましては、人件費所要額といたしまして、第1款 公共下水道費 第1項 下水道管理費、第1目 下水道総務費で、642万9千円の減額。8ページでございます。第1款 公共下水道費 第2項 下水道新設改良費、第1目 管きょ等新設改良費で、90万6千円の増額補正をお願いするものでございます。次に9ページでございます。第3款 公債費 第1項 公債費 第1目 元金でございます。管きょ等新設改良費の増額補正に伴い、90万6千円の財源振替をお願いするものでございます。

次に、3ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 継続費補正でございます。第1款 公共下水道費 第2項 下水道新設改良費 事業名 公共下水道事業（第12処理分区稲葉汚水幹線）におきまして、去る11月15日に郵便による制限付一般競争入札を執行したところ、最低応札者につきましては、落札率が70.4%と低入札調査基準価格を下回りましたことから、11月24日に低入札調査を実施いたしました。その結果、工事を適正に履行できることを確認いたしましたことから実施額を確定いたしました。

総額といたしまして2億5,100万円から1億7,373万2千円に補正、また年度割額は平成22年度を5,385万6千円に、平成23年度を1億1,987万6千円に補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りください。朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

下水道課
長

以上、議案第47号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

何卒、原案どおりご承認賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員

前回の委員会でこういう低入札になるのは、どういう理由があるのだろうということで、ご説明をさせていただいた経緯はあるんですが、私は町にとっては低い金額で落札をするということについては、町民の利益にもなるというふうには思っておりますが、ただ逆にですね、公契約という部分からいきますと、低い落札率であった場合、この大きな会社の下請けや孫受けなどいろいろな作業をさせている状況があって、そしてそれらに過酷な仕事の状況であったり、その仕事に見合わない安い賃金で採用していたり、そういうことが行われていないかという点についても私たちはきちっと見ておかねばならないというふうに考えています。そして、それらによって逆に思わぬ事故が起きたりとか、それとか、以前から公共下水では申し上げているように、道というものを塞いでしまう、通れなくなるということについてはね、ガードマンさんの役割も非常に重要な役割なんですけど、やっぱりこの辺も工事の時にえらい親切なしっかりしたガードマンさんがついておられるなというような時と、いろいろあるんですね、ガードマンさんなんかもね。どうもその辺が工事の受注額にも影響して、その請負った側がそういうところも安易に考えてはいないのかと。そういうところで金額が安くなっているのではないかという心配もするんです。町民の安全を守って、そして事故そのものにも、そういう事故が起きないということが私はこういう公共事業の場合、鉄則であるというふうに思っておりますが、これについて町のほうはどういうふうにお考えになっておられるか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

下水道課
長

今回の低入札調査におきましては、業者側から提出されました見積書、積算書ですね、を確認いたしております。その中で、事前委員会の時にもご報告させていただきましたけども、資材費について廉価で調達される見込みがあるということと、前回に工事実績があるということを踏まえて低入札ということを確認いたしております。安全費につきましては所要の額を確保されているということを確認いたしております。また、品質等につきまして、ガードマンの質等の話でございますが、これは当然、元受業者、現場の監督員からも適切な対応をされることと思われましますし、町の監督におきましても、

適正にガードマンによる誘導、もしくは問題ないと適宜判断し、もしくは指導していきたいと考えております。

里川委員 ガードマンさんのことにつきましてはね、町民からもいろいろ意見あがってくる問題ですので、町民さん皆見てはって、かなんなと思ったら、「あのガードマンさんなんや」というような声もあがってきたりね、する問題ですので、町も見えるところだと思いますし、われわれもすごく情報が入ってくる場所なんで、この件についてはそうやって指導や監督、指導ということはできるというふうに思っているんですが。ただ、この会社が下請けであったり、孫受けであつて、そういう工事をさせるというような状況になった時に、やっぱり公契約の形の中での斑鳩町がしてもらっている公共工事の中で、そういう過酷な、非常に下請けを泣かせているような状況がもしあるとしたらね、私たちはやっぱりそういうことがあってはならないというふうに考えたいというふうに思っておりますので、そういう点については町のほうはそういう意識は持っておられるのでしょうか。

上下水道
部長 今、ご意見いただきました件につきまして、それはもちろん町の職員が現場監督につきますので、その現場を監督する中で、現場の管理監督については、十分、例えば、施工計画書等、現場を動かすための書類等もあがってきます。そして現場の状況も把握する中で、十分対処していきたいと考えておりますので、そのあたりにつきましては、ご心配ない形で進めていると私は感じております。

委員長 よろしいですか、他にございませんか。 木田委員。

木田委員 たまにですね、工事時間というんですか、これは何時から何時までって決まっているのと違うんですかな。だいたい工事は。

下水道課
長 占用許可をいただく中で、朝は9時から、終了は17時までですね、という形で工事を進めております。

木田委員　ところがですね、やっぱり無理をしてですね、もう1本管をようけ入れるとかなんかによって、時々5時まわって、もう6時ぐらいまで復旧にかかってはる場面も何回も見るとは思いますが、それらについてですね、やっぱり町もそういう時間厳守というんですか、それはやっていただきたいなと思えますねんけど。そんなんもう一応だいたいその時間帯になったら通れるなと思って行ったらですね、ガードマンが、いやまだ工事中やから向こう回ってくれとかいうような、そういうふうな指示をされたらですね、ちょっとそれはおかしいのではないかなと思うんですけども、それらについてですね、町は徹底して指導してはるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

下水道課長　委員のおっしゃるとおり、17時までの施工ということで、町も十分事業と打合せする中で進めていることとございます。ただし、予定では5時、余裕をもった施工を指示しておるところでございますが、地下埋設等いろんな支障が出てきてやむを得ず17時を超える場合につきましては、町のほうへ連絡するとともに、町のほうとしましても電話対応、もしくは現場に監督員が行って確認するといった体制をとっております。ただし、これはあくまでも常時ではなくて、緊急の場合の処置としておりまして、工事業者には十分指導をこれからも続けていきたいと考えております。

委員長　よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。よって議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第４８号 平成２２年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 議案第４８号 平成２２年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明させていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正の内容につきましては、前回の委員会で説明させていただいた内容と同じで、人事院勧告及び人事異動等に伴います職員の人件費所要額の補正でございます。概要について、説明させていただきます。

補正予算書の４ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入予算につきまして、第８款 繰入金、第１項 一般会計繰入金、第４目 その他一般会計繰入金におきまして、職員給与費繰入金として、６６６万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、５ページの歳出のほうでございます。第１款 総務費、第１項 総務管理費、第１目 一般管理費におきまして、職員の人件費に係ります給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金におきまして、合計で６６６万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の１ページにお戻りいただきたいと思います。

朗読いたします。

（ 予算書朗読 ）

福祉課長 以上で、議案第４８号 平成２２年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてのご説明とさせていただきます。

ご審議いただき、原案通り承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第48号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第49号 平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 清水上水道課長。

上水道課
長

それでは、議案第49号 平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。前回の委員会でご説明いたしました内容と同じではございますが、議案書によりの説明となります。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上水道課
長

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います期末・勤勉手当等の減額及び共済組合の負担金率の改定、また4月1日付けの人事異動に伴います人件費の補正をお願いするものでございます。それでは、内容につきまして、補正予算書の実施計画書によりご説明をさせていただきます。

まず補正予算書の予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。1. 実施計画の収益的収支で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費で1千円の減額、第2目 配水及び給水費で4万2千円の減額、第4目 総係費で239万7千円の減額となり、差引きで水道事業費用7億4,732万5千円から244万円減額の7億4,488万5千円

をお願いするものであります。それでは、1 ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

(予算書朗読)

下水道課 以上、議案第49号 平成22年度斑鳩町斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号については、当委員会として可決すべきものとして決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第49号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります予算補正を必要とする事務事業について審査することといたします。

①平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者の説明を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政 それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)の内容につきまして、説明します。

それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

今回の補正は、先に成立しました国の第1次補正に伴いましての、本定例会の最終日に追加日程として、補正予算を計上させていただくものでありま

すので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億６，２８２万３千円を追加しまして、歳入歳出それぞれ８３億８，１０６万４千円とするものでございます。内容につきましては、すべて国の補正予算第１号に伴う所要の改正となっておりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、歳入予算の補正についてご説明させていただきます。

まず、第１０款 地方交付税では、平成２２年度の国税５税の収入見込額及び平成２１年度の国税５税の決算剰余金の増になりましたことから、平成２２年度の地方交付税で総額３，０００億円の追加交付が行われることとなりました。そのうち、普通交付税につきまして交付を受けましたことから、２，７４７万３千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第１４款 国庫支出金、教育費国庫補助金では、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩中学校において校舎耐震補強工事を行いますことから、安全・安心な学校づくり交付金交付見込額としまして、小・中学校合わせまして２，４３１万１千円の追加補正をお願いしております。また、総務費国庫補助金では、地域活性化交付金が交付されることとなりましたことから、交付見込額であります４，４１９万３千円の追加補正をお願いするものであります。なお、地域活性化交付金につきましては、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の２つに区分されておりまして、交付見込額は、きめ細かな交付金は３，０６０万２千円、住民生活に光をそそぐ交付金で１，３５９万１千円となっております。

次に、第１５款 県支出金、衛生費県補助金では、小児肺炎球菌ワクチン接種、子宮頸がんワクチン接種、細菌性髄膜炎（ヒブワクチン）予防接種についての国庫補助制度が創設されましたことから、６７４万６千円の追加補正をお願いするものであります。なお、細菌性髄膜炎（ヒブワクチン）の接種助成につきましては、今年度から町単独事業としてすでに実施していますことから、財源振替のみを行っております。

次に、第２１款の町債では、先ほど国庫補助金で申し上げました学校校舎耐震補強工事等にかかる財源としまして、学校教育施設等整備事業債を発行いたしますことから、その見込額であります６０１０万円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正ですが、資料の裏面をお願いいたします。

今回の補正におきましては、衛生費の子宮頸がんワクチン接種等の感染症予防費と教育費の学校校舎耐震補強事業以外の事業は、すべて地域活性化交付金を活用した事業となっております。それでは、地域活性化交付金を活用しました事業につきましては、まず、きめ細かな交付金についてでございますが、防火水槽修繕工事や浸水対策事業など13事業で事業費総額としましては5,345万4千円となります。そのうちのきめ細かな交付金の見込額が3,060万2千円となりまして、一般財源は2,285万2千円となっております。次に、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、災害時要援護者台帳の充実や重度身体障害者移動支援の充実などの9事業で、事業費総額は2,068万円となっております。その内の住民生活に光をそそぐ交付金につきましては1,359万1千円、一般財源は708万9千円となっております。これにつきましては、交付いただきました交付金を100%活用できるということを考えまして、入札等による契約差金分を勘案しながら算定したところでございます。以後、資料につきましては、かっこ書きの中で、(きめ細かな交付金) また (住民生活に光をそそぐ交付金) と明記しておりますので、それぞれの事業をご確認いただきたいと思います。

まずはじめに、第3款 民生費でございます。社会福祉総務費では、現在実施しております災害時要援護者実態調査をより一層生かしていくため、その管理システムを導入いたしますことから、その所要額58万1千円の追加補正をお願いするものであります。また、臓器移植医療に関する啓発及びその知識の普及を図るため、啓発用チラシを作成いたしますことから、その所要額としまして94万5千円の追加補正をお願いしております。次に、障害福祉費では、重度身体障害者の移動支援として、リフト付き乗用車の運行を現在行っているところでございますが、現在の車両が大型であることから、狭い道路への乗り入れがしやすい軽自動車でのリフト付き乗用車を増車しサービスの充実を図ってまいりたいことから、その所要額としまして168万5千円の追加補正をお願いするものです。次に、総合保健福祉会館管理運営費では、まず、現在、総合保健福祉会館で活躍されておりますボランティアの方々の活動を支援するため、剪定用具等の整備を行いますことから、その所要額として100万円の追加補正と、また緊急地震速報受信装置を整備す

ることから、その所要額69万4千円の追加補正を。次に総合保健福祉会館の充実において、保健センターの各種健診時に安全で安心して移動できる動線確保するため、多目的室に入口を新たに設置するなどの整備の所要額としまして300万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第4款の衛生費でございます。感染症予防費では、関係機関との協議を早い時期に、平成23年1月から早い時期に、小児肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンの接種助成を実施いたしますことから、その所要額として、合わせまして1,003万5千円の追加補正をお願いするものであります。なお、細菌性髄膜炎（ヒブワクチン）の接種助成につきましては、今年度から町単独事業としてすでに実施していますことから、財源振替のみとなっております。また、母子衛生費では、パパママスクールの充実におきまして、より実態的な講習等が行えるよう、胎児や新生児の実物大モデルを含めた学習セットを購入いたしますとともに、生後5ヶ月以上1歳6ヶ月未満の乳幼児に対しまして、新たに町単独事業として乳児訪問指導を実施いたしますことから、実施に必要な公用車等を含めました所要額として、合わせて183万1千円の追加補正をお願いするものであります。次に、塵芥処理費では、紙おむつ類専用ごみ袋の無料交付を実施いたしますことから、その所要額163万8千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費では、土地改良事業費では、農業振興を促進するため、地域団体等が実施されます土地改良事業を支援するため、その所要額としまして、360万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、歴史街道ネットワーク事業費で、JR法隆寺駅自由通路においてポスター掲示等のパネル等を整備いたしますことから、その所要額として116万円の追加補正をお願いするものであります。また、法隆寺iセンター管理費では、緊急地震速報受信装置を整備するとともに、iセンター北側にカフェテラスを整備いたしますことから、その所要額として、合わせまして669万4千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費でございます。道路維持費では、目安北2丁目地内の舗装補修工事を、また道路新設改良費では、大和川堤防線の道路舗装工事を実施いたしますことから、その所要額として、合わせまして2,187万1千円の追加補正をお願いしております。次に、公園費では、公園遊具の安

全対策事業としまして取替・撤去及び部分改修を実施いたしますことから、その所要額としまして８００万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第８款 消防費、消防施設費では、神南４丁目の防火水槽を取り囲んでおりますコンクリートの一部にひび割れが生じておりまして、これを修理するため、その所要額としまして４９万９千円の追加補正をお願いするものであります。また、災害対策費では、迅速に雨量情報を把握するため雨量観測システムを導入するとともに、家屋への浸水に対応するため、水中ポンプ５台を購入いたしますことから、その所要額３２０万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第９款 教育費では、小学校学校管理費及び中学校学校管理費で、学校校舎の耐震補強工事等を実施しますことから、その所要額、合わせまして８，４６５万円の追加補正をお願いするものであります。なお、今回の工事対象につきましては、斑鳩小学校では本館西棟・資料館となっております。その耐震補強及び屋上防水改修工事１，４００万円となっております。また、斑鳩西小学校（北館東棟・北館西棟）の耐震補強及び屋上防水改修工事で５，１００万円となっております。また、斑鳩中学校（北館東棟）の耐震補強工事及び屋上防水改修工事として１，９５０万円となっております。また、中学校におきましては、各教室に扇風機２台ずつを整備いたしますことから、その所要額２０４万２千円の追加補正も行っております。次に図書館管理運営費では、児童用図書、子育て、健康づくりなどの蔵書の充実を行いますことから、５００万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、健民運動場費では、健民運動場の砂ぼこり対策及び運動場全体の改修を行いますことから、１，０００万円の追加補正をお願いするものであります。また、すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、緊急地震速報受信装置の整備を行いますことから、その所要額としまして６９万４千円の追加補正をお願いするものであります。

最後に、第１２款 予備費では、今回の補正に要する財源として５９９万６千円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

なお、本補正予算では、諸般の事情によりまして、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費といたしまして、第５款 農林水産業費で、第１項農業費、土地改良支援事業で３６０万円、

第6款 商工費、第1項 商工費、法隆寺iセンター充実事業で600万円、第7款 土木費、第4項 都市計画費、公園遊具安全対策事業で800万円、第9款 教育費、第2項 小学校費、小学校校舎耐震補強事業で6,510万円、第3項 中学校費、中学校校舎耐震補強事業で1,955万円、第5項 社会教育費、町立図書館蔵書充実事業で500万円、第6項 保健体育費、健民運動場改修事業で1,000万円をそれぞれ予算計上させていただいております。

また地方債補正では、学校校舎耐震補強工事等にかかります財源としまして、学校教育施設等整備事業債を発行いたしますことから、その限度額6010万円の設定をお願いしております。

以上で、平成22度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についての説明いたします。なお、この説明につきましては各常任委員会におきまして、担当する事業につきましてはの説明をまた行わせていただきますと同時に、本定例会の最終日には追加日程として本補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 ちょっと確認をしておきたいんですけども、歳出で、民生費の臓器移植医療啓発で94万5千円という、これの内容をちょっと聞いておきたい。それと、ガーデニングボランティア活動の支援100万円、これについても、内容いいですか、考え方について聞いておきたいと思います。それと、一番下の総合保健福祉会館の充実ということで、これは生き生きプラザ斑鳩の充実で300万円ということで考えておいていいのでしょうか。

国保医療課長 まずはじめに、臓器移植にかかるチラシの作成なんですけれども、これにつきましては、本年7月から改正臓器移植法が施行されまして、臓器移植に関する啓蒙啓発を地方公共団体等を含みます各公共機関がすすめなさいよという趣旨の旨の法律の改正が行われたところでございます。本町におきましても、そういった趣旨に沿いまして、各住民さんへの啓発ということで、チ

ラシの作成をお願いし、進めてまいりたいと考えているところでございます。
以上です。

健康対策
課長

ガーデニングボランティア活動の支援ということでございますが、生き生きプラザ斑鳩の敷地内の木々や草花が、来館する方々に心地よく感じられるよう、地域住民のボランティアとして、現在36人の方が登録していただいております。で、毎月第3火曜日を剪定作業日として、敷地内の雑草引き、またはビオトープの周辺の手入れ、剪定等、植栽管理を行っていただいております。それに合わせまして、植栽管理の講習会も実施をしたいというふうに考えております。それに必要な講師の費用や、剪定バサミ等を購入、そして、剪定バサミやはしご等を購入した物を入れる物置等を購入を予定しております。

それと、総合保健福祉会館の充実ということでございます。現在、検診を、カーポートのところに検診車を横付けし実施しておりますが、保健センターで健診車から行くのに部屋から30mほど移動しなければいけないということで、今、待合室のドアが東側についておりまして、それを検診車の一番近い西の南側にドアをつけさせていただいて、そこから、カーポートまで屋根付きの歩行者用通路をつけさせていただいて、雨がふっていても、雨がからずに、そこまで安全に移動できるというような形の整備をしたいというふうに考えております。以上でございます。

浦野委員

わかりました。もう1点すみません。第8目で、消防費で、浸水対策の実施で320万、水中ポンプ5台ということだったんですけれども、1台あたり60万円というのは、えらいべらぼうな高い水中ポンプかと思うんですけれども、ちょっと内容についてお聞かせ願いますか。

総務課長

浸水対策の実施ということで、災害対策費のほうで320万円を上げさせていただいているんですけれども、この内容につきましては、まずひとつとして、雨量の観測システム、これを導入させていただきたいということで、この経費が300万円でございます。それから、水中ポンプは5台ということで、1台4万円のものを5台購入いたしまして20万円、で合計320万

円ということで計上させていただいております。以上でございます。

浦野委員 もう1点すみません。第9目 教育費の健民運動場の充実ということで、砂ぼこりの改修で1千万ということなんですけれども、この内容についてもちょっとお聞かせ願えますか。

生涯学習
課長 健民運動場の砂ぼこりの対策等についてなんですけれども、健民運動場は泥濘化とか、砂塵の低減を図るために、平成15年度に針葉樹系の土粒子改良材による工事を行いました。ところが現在、雨など、土の流出とか、あと勾配の不調整によりまして水たまりが発生したり、あと、砂ぼこりのたっておりますことから、利用者からかなりの要望があります。

そういったことから、今回、この交付金を利用しまして、土に再度、針葉樹系のチップ、粒子を混ぜまして、表面全体の改修工事を行うというものでございます。まず、表面の土をまず上げまして、その中に、既存分の土とチップ、針葉樹系のチップなんですけれども、おがくずのようなものを混ぜまして、再度、健民運動場の表面全体にのせまして、それを固めて、中央部分に緩やかな傾斜がつくように施工するものであります。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 里川委員。

里川委員 ちょっとここで確認をしておきたいことがあります。きめ細かな交付金に関しましては、前回、道路などの新設改良に用いたときに、1次支給された分と2次支給された分とありまして、斑鳩町では前回のときは、2次支給でもおりてきたというような状況があったんですけれども。今回の交付金なんですけれども、きめ細かな交付金について今設定されている金額というのは、実際にかかる費用を満額の、実際にこれぐらいかかるということで、満額の提示されているというような状況であると認識してよいのか。それと、「住民生活に光をそそぐ交付金」、ここも、一応、1次・2次とあると思うんですけれども、ここの2次は、きめ細かな交付金とこっちとでは、2次の考え方が違うみたいなんです、どうも、見てましたら。この辺の関係につきまして、光をそそぐ交付金のほうも、これは満額で、事業費の満額で設置され

ているのか、その制度的な問題なんですけれども、きちっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

企画財政
課長

まず、きめ細かな交付金についてでございます。国全体では、2,500億円、そのうち都道府県で1,000億円、市町村で1,500億円となっております。今回、第1次と言いますか、交付見込み額の設定につきましては、その市町村分1500万円の全額を配分されたものであります。ということで、2次という配分につきましては、都道府県につきましては200億円分を現在残しておるということです。都道府県につきましては、2次の配分があるのだろうと考えます。それと、現在12月中ごろに県のほうにこの事業計画を提出いたしまして、国のほうには、1月中旬ごろに県のほうで提出されるということでございます。現在、あくまで見込み額ということでの提示をいただいておりますので、その額によりまして補正予算を組まさせていただきますところでございます。

住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、国全体で1千億円、都道府県で400億円、市町村分で600億円となっております。そのうち、今回、配分されました分は、その半額、市町村分でいいますと600億円の半額、300億円を今回配分されております。あとの300億円につきましては、各自治体が計画する事業の効果などを踏まえて、来年の2月ぐらいにまた決定されると聞いているところでございます。今回、補正予算に組ませてもらったのは、第1次分の759万1千円、それと、第2次分として、全額ということはちょっと望めないということから、その8掛け、8割を見込んでおまして、総額1,359万1千円の補正予算を計上させていただいております。

里川委員

今のでだいたいわかりました。私も、いろいろ見てましたら、光をそそぐ交付金のほうは、2次交付がついているということで、きめ細かなほうが、県に2次交付されますけれども、市町村は、これでいっぱいやと。ですから、これは満額での事業費を上げていると、きめ細かなほうはね、満額で上げているということで考えたらいいのかなと思っておりますが。非常に短期間の中で、これだけの項目、以前から申し上げてますが、こういう国の動向を見

る中で、いち早く、それにあてはまる事業、拾い上げてもらって、各課から手を挙げてもらって、積極的に、こういうものを活用するようということをお願いしてきていますが、今回、非常にたくさんの項目があがっておりますし、私たちが要望し、町がしようとしておりました紙おむつ類の専用ごみ袋の無料交付も、これなんかもこの交付金に対応できるということで、非常に喜んでいるところです。今後もまた、この方向で、2次交付のほうも視野にきちっと入れていただきまして、また財政の問題はたいへんですけれども、ご努力いただけますようお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 木田委員。

木田委員 消防費の災害対策費の中で、水中ポンプ5台ということなんですけれども、これは、エンジン付きのやつですかね。電気を必要とする、家庭用というんですか、そこから電気を引っ張ってくるような何やったら、もしか、その地域が停電になったら意味をなさへんしね。それと、一番言いたいのは、水中ポンプで、仮に水浸かしているところから、排水する場合にですよ、どこの川を使うとか、どこの水路を使うとか、それを決めておかなければ。前回、幸前のとこの何でも、床下浸水したところの場合ですね、町道の下を通っている土管というんですか、それが細いから浸かったと。だけど、それを急にポンプを使って、下の下流のほうに流したら、やっぱり興留とか阿波の辺りにその水が流れていったら、やはり興留も浸水しているということですね、一段と被害も大きくなるということで。そういう、ここで浸水した場合は、どの川へとか、どのどこへ放流するっていうんですか、放水するというんですか、それらの件について、町はちゃんとそういう計算が成り立って、仮にうちのあそこも水ついたことあるけれども、それが、果たしてポンプ使って秋葉川にいくんか、富雄川に戻すんかですね、そういうところの何まで、放流水系の何まで計算して、ただポンプ買ってそれで排水したらええわというものではないと思うんですけれども。それらについて、そないして用意しておいてくれはることは結構なんやけれども、そこらについても研究していただいているのかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。

町 長

今、木田委員のご指摘の関係等について、町としては、ちょっとした民家の中で床下浸水というようなことを考えておってですね、川の問題等については、そういう中から放流ということについてですね、三代川、大和川でポンプアップ等の問題がかなりございましたけれども、これも建設省としてはあかんという結論に達していますし、なかなかそういう、どこへ流すかということについては、必ず、下のほうが水つきますから、そういう点については、これから県あるいは国との協議をしなければ、なかなかないかなと。ただ、そういう点については、今ご指摘のように、必ずもう増水していますから、その水をどこかにポンプアップするとなると、なかなか下のほうで水ついていくということは事実でございますから。今の水中ポンプというのは、4万円ぐらいのものが、だいたいそういう応急処置的な、まあ言うたら、並松のところで民家が浸かったというときに貸していただくということで、初歩的な考えということで、大きな問題については、これから国も、あるいは県も、県も今、水害についての関係については、非常に全面的に県下等、網羅をしながら、調査をしていただいていますから、その点については、今、木田委員がおっしゃっていただく、大きな関係については、まだできていないということでございます。

木田委員

それとですね、この5台のポンプは、これはもう、町の消防というんですか、そこに常時置いておかはんのか。各消防団の分団に配付されるのか、これは町が持つておくということなんですか。

総務課長

この水中ポンプ5台につきましては、各分団に1台ずつ3台と、それから役場庁舎1台、水道庁舎1台に配付するというので、今、考えております。

木田委員

それとですね、先ほども言うたように、停電の場合、用をなさへんということでですね、消防団やったら発電機とかはあるやろうけれども、町も、その、町の消防というんですか、それについても、発電設備というんですか、車の何から電源とらはんのかどうかちょっとわからへんねんけれども、その辺についてはどうですか。

総務課長	この水中ポンプは一応、電気式ということで、エンジン式ではございませんけれども、今、委員がおっしゃったように、分団のほうにも発電機を持っておりますし、役場にも発電機を置いておりますので、電源については、どちらかから取らせていただくということです。
委員長	よろしいですか。他にございませんか。 伴委員。
伴委員	土木費の公園遊具の安全対策なんですけど、これ８００万円と、これは古いやつを替えていっていただくとか、そういうふうを考えさせてもらってよろしいでしょうか。
都市整備課参事	毎年、公園遊具の安全点検をさせていただいている中でですね、今回、この補正で上げさせていただいている公園につきましては、２１公園ございます。そのなかで、撤去を要する遊具が２５、それと取り替えを要する遊具が９、それと補修で対応できるものが３件となっております、それらを撤去、取り替え、補修等をする費用としているところでございます。
委員長	よろしいですか。他にございませんか。 小林委員。
小林委員	商工費のＪＲ法隆寺駅自由の通路サイン等の整備についてなんですけれども、ＪＲが手すりの高さとか、ＪＲの規格がいろいろあるんですけれども、ＪＲのほうはそれに合わせて、パンフレットを置かれる台とかをお持ちですけども、そういうのをいろいろご相談されて、ちゃんとあの場所に合ったのを、今、選んでおられるのか、ちょっと質問させていただきます。
町 長	自由通路は、あこの関係等については、法隆寺の関係の、採用していますから、あこには、直接貼らない。前の前面的なところに、一時的にそういうものを掲示する。だから、そういうものについては移動をしていくということでですね、看板類についても、いかるがホールの関係についても、朝９時ごろから晩の５時ごろまで、最終的には観光協会の横へという関係で、一切貼らないということで、そういう対応しています。

小林委員

と申しますのも、当初から皆さんのほうから観光協会のほうへ、今置かれている台が、各中古で寄せ集めの台ですので、高さもバラバラですし、そういうなかで、何で、はじめに、ＪＲのほうのそういうパンフレットを置くのは、高さもやっぱり手すりに合ったマッチしたようなデザインですし、そういう見映えのいいのを、どうして当初からしなかったんだということを長年おっしゃって、いろいろご意見いただいていたと思うんですけれども。そういうことで、今回、こういうふうに交付金を取られてやられますので、やっぱりそういうふうな一般の方々が見られて、あまり変なご意見をいただかないようなものを選んで設置していただきたいと思います。それと、どうして、ＪＲにご相談されたかと言わせていただいたのかと申しますと、１年前から、駅を降りられて、ルートサインの関係で、町のほうもいろいろ工夫されておられますけれども、１年前にＪＲのほうにご相談したら、電光掲示板の裏に「左 法隆寺、右 バス停」というふうに、すぐに、１週間ぐらいで、ＪＲのほうの手書きで、手書きというか、自分のところでデザインされて、そういうふうに対応もしていただけますので、やっぱり町としても、ＪＲと観光協会と３者協議しながら、良い、より安く、より効率よく、こういうふうなことに取り組んでいただきたいと思います。

それと最後にもう１点ですけれども、「住民生活に光をそそぐ交付金」は、期待される取り組み例のなかに、よろず相談窓口とか、地元商工会との連携により事業者による相談・助言・啓発活動に対しても予算がつくようなことも書いてありましたけれども、地元商工会の青年部の方々も、よろず相談窓口をやっておられますし、それなりの肩書きの方々が時間を割いてやっていただいておりますのでね、そういうことに対しても、少しでもお金を分けることができなかったのかというふうに思ったんですけれども。それなりの効果・実績があるというなかで、実績がわからなくて難しかったのかもしれませんけれども、となってきますと、この交付金を使って、他にどういうことを役場としては考えられたのかなと、採用されなかったけれども、考えられたのかということ、ちょっと参考に、今後の勉強でお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

町 長	商工会そのものについては、いろいろとご相談申し上げ、商工会青年部の方々がまた自主的に商工会の予算枠と、そういうものもかなり出てますから、そういう点については、２月から商工会青年部が町の地下会議室、あるいはiセンターをつかってですね、そういう講演をしていきたいということも申し上げておりますから。私はやっぱり、商工会というものについても、斑鳩町にどういう提示をするものができるのか、そういう予算がいけるのか、やはり国とのからみ、商工行政のなかでやっていただいていますから、その点についても、われわれとも、担当とも十分相談しながら、今、自主的に、商工会青年部としてはこの２月から３回の講演をしたいということで、今現在、そういう調整はさせていただいています。
委員長	よろしいですか。 小林委員。
小林委員	採用されなかった取り組みというか、そういうちょっと勉強したいので、いろいろおしえていただきたいんですけれども。
企画財政 課長	「住民生活に光をそそぐ交付金」につきましては、さきほどご説明いたしましたように、全部で９事業、現在、予算を上げさせていただいております。各課に用途調整等を行った中で、９事業すべて上がってきたものをすべて、今回すべて補正予算のほうで上げさせていただいております状況でございます。あと、この要綱につきましては、国のほうでまだはっきりしたものが出てこない状況のなかで、今現在、ＱアンドＡ等が出ている中での選定とさせていただいているところでございまして、その選定についても非常に難しかった中での選定ということでご理解いただきたいと思います。
委員長	よろしいですか。 木田委員。
木田委員	９の教育費のなかの、中学校学校管理費のなかのですね、中学校教室扇風機の設置ということで、２０４万２千円ですか、なっていますねんけれども、これ扇風機はどういうふうな、今時代とちょっとずれておるような感じがすんねけれども、どういうふうなとこへ、全部の教室に設置するのにそんだけ

かかるのか。また、ひとつの教室にどんくらい必要としているのか。それと、単価的に1台についてわかるかわからへんか知らんけど、どんくらいかかるのか、おしえていただきたいと思います。

町 長 これはもう以前から、今年、小学校全部、あるいは幼稚園を整備しましたから、ある委員からご指摘があったように、中学校はどうするのか、まあ平成23年度からしたいということを申し上げまして、それを今、こういう関係で国で認められたということで、それを前倒しというのか、扇風機を中学校の教室に2台ずつ付けていくということでございますので。あとの詳細は担当課で。

教委総務 中学校の扇風機の設置につきましては、今、町長がおっしゃいましたように、
課参事 に、普通教室に各2台ずつ、それと、特別教室はちょっと大きいなものでありますので、各4台ずつということで、付けさせていただくという計画でございます。それと扇風機の設置費用につきましては、1台あたり12,600円を考えております。

木田委員 その扇風機の下の人はいいやろうけれども、教室に2台ぐらいやったら、みんなに風が行き渡らへんのと違うかなと思うんやけれども、それで、小学校のほうではそれで影響というんですか、みんな同じような風は行き渡っているというふうに理解をしてよろしいんですかな。

教委総務 扇風機、小学校につきましては、今年度春につけて、夏に活用させていただいたわけなんですけれども。やっぱり風が動くということで、生徒たちも、かなり、涼しいまではいかないですけれども、体感温度が下がるということで、生徒たちも喜んでいるということで聞いております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長	これをもって質疑を終結いたします。継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。 暫時休憩いたします。
	(午前 10 時 56 分 休憩) (午前 10 時 56 分 再開)
委員長	再開いたします。 次に、3. その他についてを議題といたします。 何か質疑、意見等がございましたらお受けいたします。 里川委員。
里川委員	実はですね、県議会のほうで、11月の補正予算の追加計上で、iセンターの情報発信強化事業260万円というのが、県のほうで出されておりました、この事業につきましては、歴史街道大型マップの刷新と65インチ液晶テレビの設置ということで、県の単独事業だと思っているんですけども、この県単事業の状況ですね、県がiセンターでやろうとしてくれてはることについて、一定の町のかかわり方と今後の県の予算がついたことの動向、動きですね、現状でどのように動いていくのかというのを、ちょっとお尋ねをしておきたいなと思うんですけども。
町 長	これはもう当然、県としては、その建物を建てて、新しい機械を設置してやっていますけれども。このあいだから、この2階の関係とか、あるいは1階は撤去しましたけれども、そういう点については、あとの修理は町でやってくれということです。ですので、そんなことはやっぱりなかなかそういう費用等を考えたらできないと。最終的には2階の関係等については50万円で終わったということですから、県に対して、その50万円は当然やっぱりいただかんあかんという話をさせていただいていましてね。そのなかで、やっぱり一番大事なのは何かというたら、やっぱりそういうiセンターとしてのご利用される50インチのそういう案内のものと、そういうものは、県で十分対応しなかったら、iセンターをつくった、近畿で最初に、iセンターというのは、やっぱり、県がこれを認めてやられたわけですから。当然、

そういう面については、我々としては要求をしていきたいと、いうなかで、最低ですね、260万円ていうのか、それだけの予算をいただいたということで、そういう設置をしていきたいということで。今後はやっぱり10何年ですから、だんだんと古くなってまいりますから、リニューアルもしていかなあきませんし、やっぱりそういう点についても、県としてもそういう点を見ていただくと。私はやっぱり、平城遷都1300年の関係等です、かなり、やっぱりiセンター、法隆寺等について、観光客がおそらく100万人以上は今年は来ていたただいているだろうと。その傾向は、流れが変わってですね、12月でも修学旅行が来るというのは、おそらく秋季の関係等については、観光客多いですから断られて、12月以降に今修学旅行が来ますから。朝でも来たら、バスが5台か6台停まっていますから、そういうこともございますから、ちょっと影響がいろいろと、去年は新型インフルエンザ関係等についてもありましたし。そういうことについて、県もそういう点については評価をされたのかなと思っています。

里川委員　町長もこの間がんばってこられて、県といろいろ交渉された結果だというふうにも、今のご答弁で思いましたが、実際、町は、県単事業ですけど、町はどのように関わっていったって、いつごろこれが実行していただけるっていいのか、そういうのはだいたい目安はできているんですかね。

観光産業課長　先ほど町長も申しましたとおり、従前から要望していた施設の一環というのか、ひとつで、広域的なものということで、今回、歴史街道マップの整備ということであります。今後につきましては、この詳細等、細かいところは決まっておりますけれども、詳細等については、町と観光協会と協議しながら進めていくという形で、今、県と打ち合わせができました。で、また施工につきましては、年度内、今年度内3月末までには完成する予定で、今、事業を計画してもらっています。

里川委員　施工していただけるということであれば、iセンターの利用状況なども勘案しまして、できましたら早い間にやっていただけたら、また3月・4月と、春先になってきた時分にまた観光客も増えてくるかと思しますので、またご

努力のほうをお願いしたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(午前 11 時 02 分 閉会)

